特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

=	/=-	╼	\rightarrow
=11/4	lт	ᆂ	2

住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 全項目評価書

評価実施機関名	
	地方公共団体情報システム機構

提出日	
	令和4年9月29日

概要説明日		
	令和4年10月5日	

(目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	特定個人情報ファイル(個人番号管理ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	特定個人情報ファイル(機構保存本人確認情報ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0	特定個人情報ファイル(個人番号カード用管理ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
0	特定個人情報ファイル(機構保存附票本人確認情報ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
0	総評 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
0	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報 ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査 結果	所見
(1)しきい値判断 に誤りはないか。				ı		対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主 体が実施している か。	_	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。		-	認めら	特定個人情報ファイルは、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	ı	Ι	-	Ι	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとして いる。
(4)適切な時期に 実施しているか。	_	_		-	認めら	機構保存附票本人確認情報を提供する こと等に伴う附票連携システムの開発は令 和4年10月中旬からプログラミングの開始 を予定しており、プログラミング開始前の適 切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。	_	_		_	問題は 認めら れない	国民への意見募集については、機構の ホームページにて、31日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の実態 に基づき、特評価 書様会で求項目 についるか。	_	_		_		住民基本台帳ネットワーク及び番号制度 関連事務について、求められる事項が具体 的に記載されている。
(7)記載された特定個人では、 定個ののまけるでは、 で個のののでは、 でのでは、 ででである。 でできるか。 (7)記載された特別では、 では、 では、 できるができるが、 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記載された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述された。 (7)記述さ	_	_		_	問題は 認められない	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度 関連事務においては、住民基本台帳ネット ワークシステム全国センター及び個人番号 センターが連携して番号制度への対応を 行っており、特定個人情報保護評価の対象 となる事務の実施に当たって、リスクを軽 減させるための措置の実施等については、 責任を負うことができる部署である。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 P.5	I 1. ②	問題は 認めら れない	
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.5 ~ P.6	I 2. ②	問題は 認めら れない	
(8)特定個人情報	①特定個人情報	4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.5 ~ P.6	I 2. ③	問題は 認めら れない	個人番号の生成・通知に係る事務、本人確認情報の提供及び保存等に係る事務、 個人番号カードに係る事務において、それ ぞれ特定個人情報ファイルを使用すること
保護評価の対象の内容の記載は事務の内容の記載は事務の内容の記載は事務人体的がある。当時定れを正義の流動している。	ファイルを取り扱う 事務やその事務 において使用する システムについ て、基本情報を具 体的に分かりやす く記載しているか。	5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.7	I 4. ①	問題は 認めら れない	が、事務の流れに即し具体的に記載されている。 また、別添1の事務の内容では、事務に 関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが明 記されており、特定個人情報の流れとそれ 以外の情報の流れを区別する等、特定個 人情報の流れが具体的に記載されてい る。
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.7	I 4. ②	問題は 認めら れない	
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.9 ~ P.14	(別添1)	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査 結果	所見
(9) 特ルスティッション (9) 特ルストラック (9) 特ル (4) アイレセス (4) アイロセス (5) できる (6) できる	I	_	P.37 ~ P.66	III 、IV	問題は 認めら れない	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
(10) 特定されたリ		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.66	IV 1. ①	問題はいれない	自己点検については、全部門を対象に NISC政府機関統一基準群に準拠した自己 点検を実施していること、特に住基全国セ ンター及び個人番号センター個人番号カー ド部においては、NISC政府機関統一基準 群の他、機構の事務管理規定等に準拠し た自己点検項目のチェックリストを用いて、
スクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.66	IV 1. ②	問題は 認めら れない	年に一度、遵守状況の確認を実施すること等が具体的に記載されている。 従業者に対する教育・啓発については、 入職時の導入研修及び全職員を対象として毎年行う集合研修等において研修を実施していること等を具体的に記載している。
ための指導では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.66	IV 2.	問題は 認めら れない	また、理事長を委員長とした内部統制委員会等において、個人情報保護、情報セキュリティ管理及び危機管理等の運用・改善を図っていること等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.68	VI 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。
(12)個人のプライ がシー等の権利 利益の、国の権利 言は、国の値外 言は、東の個人の間 では、 では、 は、 では、 は、 には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	_	_	P.1	表紙	問題は 認めら れない	機構は、住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定 個人情報ファイルにおいて保有することが事務を 実施する上で必要な理由を具体的に記載してい るか。	P.15	II 2. 3	問題は 認めら れない		
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.15	II 2. ④	問題は 認めら れない		
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.16	II 3. 4	問題は 認めら れない		
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.16	II 3. ⑤	問題は 認めら れない		
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.16	II 3. ⑥	問題は 認めら れない		
	②特定個人情	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.16	Ⅱ 3. ⑧	問題は 認めら れない		
	報ファイルの 取扱いプロセ スの概要(特 定個人情報の	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.16	II 3. ®	該当な し	特定個人情報を保有する理由について、 個人番号とすべき番号の生成・管理の事 務において個人番号管理ファイルにより個	
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事	入特フ扱特の転情消て分記か手定アい定提、報去、か載。・個イの個供特のに関りし使人の委員・定保ではないでは、報告では、の個代をのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、 はい にくる いいかい はい はい はい はい にくる	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.16	II 3. ®	該当な し	人番号の付番対象者全員の個人番号を 住民票コードに対応付けて保有する必要 があることが具体的に記載されている。	
務における特定 個人情報の流れ を併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.17	II 4. 2	該当な し	特定個人情報の使用方法について、市町村長からの個人番号生成要求を受けて、個人番号とすべき番号を生成し、市町村長に通知すること等、特定個人情報ファ	
いるか。		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.17	І 4. ⑤	該当なし	イルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、提供、保管・消去)について具体的に記載されている。	
			18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.17	П 4. 8	該当な し	-
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.17	II 5. ②	問題は 認めら れない		
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.18	II 5. ②	該当な し		
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.18	II 6. ①	問題は 認めら れない		
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。 また、その理由を具体的に記載しているか。	P.18	II 6. ②	れない		
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.18	I 6. 3	問題は 認めら れない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	皿 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 2. リスク2:	問題は 認めら れない	
スクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、	に講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 2. リスク3:	認めら	目的外の入手が行われるリスク対策として、個人番号生成システムにおいて住基全国サーバから入手する情報は、システム上、個人番号とすべき番号の生成元となる住民票コード及び個人番号に限定すること等が具体的に記載されている。
個人のプライバシーのでは、一個人のプライが、一個人のプライが、一個人のでは、一個人の信息をは、一個人の信頼を開発を表現では、一個人の信頼を表現では、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一個人のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いることにより情報漏えい防止措置を講じること等が具体的に記載されている。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	III 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認めら れない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.37	その他の	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		該当箇所		該当箇所審査結果		審査結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、 使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評 価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱 われないよう、講じている対策を具体的に記載し ているか。記載された対策は、特定個人情報保 護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない					
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	皿 3. リスク1:	問題は 認めら れない					
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない					
	報の使用につ いて、特定さ れたリスクを	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、特定個人情報の使用の記録について、アクセスを行う者とは別の者				
	軽に置記かた定護にはないたという。対極に置記かた定護にはいるないでは、対極にはのののでは、対極にはのののでは、対極にはのののでは、対極にはのがない。	よる当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、サーバのバックアップ を記録した電子記録媒体については、入				
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	退室管理を行っている部屋に設置した、施 錠可能な場所に保管すること等が具体的 に記載されている。				
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 3. リスク3:	問題は 認めら れない					
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 3. リスク4:	問題は 認めら れない					
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.39	皿 3. その他の リスク	該当な し					

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当 箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当な し	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当な し	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 記録	該当な し	
	報の安託につないたります。 ないない たりまい たいりょう にっさい たいまい はい	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもの か。	P.39	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当な し	_
	か。記載され た対策は、特 定個人情報保 護評価の目的 に照らし妥当 なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当な し	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 再委託	該当な し	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.39	皿 4. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
	⑥報転特スるべ体で載は情のしか特のに定々たき的いさ、報目妥。定提つさ軽いでは、報目妥。個供いれ軽に置記かた定護にもしてた減講を載記対個評照も情移、リすず具し記策人価らの情	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 5. リスク1:	問題はられない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 5. リスク1:	問題は 認めら れない	・ 特定個人情報の不正な提供・移転が行
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 5. リスク2:	問題はいいれない	行た個人情報の不正な提供・移転が引 われるリスク対策として、サーバ室等への 入室権限及び個人番号管理ファイルを扱 うシステムへのアクセス権限を有する者を 厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する こと等が具体的に記載されている。 不適切な方法で提供・移転が行われるリ スク対策として、通信の記録が逐一保存され、連携するデータが暗号化される仕組み が確立した住民基本台帳ネットワークシス テムを用いることにより、不適切な方法に よる特定個人情報の提供を防止すること 等が具体的に記載されている。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	こ提供・移転することを防止する措置 │ Ⅲ5 記載しているか。記載された対策は、 │ P.40 │ Ⅲ27	Ⅲ 5. リスク3:	問題は 認めら れない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.40	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	Ⅲ 6. リスク1:	該当な し		
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク2:	該当な し		
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	Ⅲ 6. リスク3:	該当な し		
	ステムとの接 続について、 特定されたリ スクを軽減す るために講ず べき措置を具	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク4:	該当な し		
	体的に記載しているか。記載しているか。対しているが、対していたがは、特保護評価の目がに、対している。 は、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、対している。	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク5:	該当な し	_	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク6:	該当な し		
			60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク7:	該当な し	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.41	Ⅲ 6. その他の リスク	該当な し		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	リスク1:	問題は 認めら れない		
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42		問題は 認めら れない		
	報になった。 報となった。 をいったを軽にできるでは、 をいったをもいいるれたには、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバ室と、データ、	
		去について、 特定されたリスクを軽減講るために講ず るために記載し 体的に記載し	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別した専用の部屋とすること、サーバ室等への不要な機器の持ち込みを制限し、入退室時に確認を行うこと等が具体的に記載されている。 技術的対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方で
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.42	皿 7. リスク1: ⑪	認めら	ウイルスチェックを実施すること、ウイルス パターンファイルは定期的に更新し、可能 な限り最新のものを使用すること、ネット ワーク管理に係る手順等を整備し、ファイ	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42		問題は 認めら れない	『アン・この事業 さんし くい で。	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク3:	問題は 認めら れない		
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.42	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.19	II 2. ③	問題は 認めら れない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.19	II 2. ④	問題は 認めら れない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に 記載しているか。	P.20	II 3. 4	問題は 認めら れない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本 人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.20	I 3. ⑤	問題は 認めら れない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.20	I 3. 6	問題は 認めら れない	
	②特では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.21	II 3. ®	問題は 認めら れない	特定個人情報を保有する理由について、機構保存本人確認情報ファイルにおいて全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があることが具体的に記載されている。 特定個人情報の使用方法について、市町村長等からの本人確認情報の照会要求
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、 その内容を具体的に記載しているか。	P.21	I 3. ®	該当な し	
象となる事務の 内容の記載は具 体的か。当該事		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.21	II 3. ®	該当な し	
個人情報の流れ を併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.21	I 4. 2	該当な し	
いるか。	の保管・消去) について、具 体的に分かり やすく記載し ているか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.21	I 4. ⑤	該当な し	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託する に当たって、どのような手続・方法によるかを具体 的に記載しているか。	P.21	Ⅱ 4. ⑧	該当な し	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.22 ~ P.23	I 5. 2	問題は 認めら れない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.23	II 5. ②		
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.23	I 6. ①	れない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.23	I 6. 2	れない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.23	I 6. 3	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	II 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認められない	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 2. リスク2:	問題は 認めら れない	目的外の入手が行われるリスク対策とし て、制度上、対象者の真正性の担保は、
スクを軽減するために講べての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバ		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	て、市町村における厳格な審査が行われることが前提となるため、住基法第3条において、市町村の責務として、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されていること、年に一度機構が開催する地方を活用し、市町村において厳格かつ適切な審査が行われるよう周知を行うこと等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、他システムとのに表して、他システムとのに表して、他システムとのに表り情報漏えい・別携を行う場合は、専用回線を用いることにより情報漏えい・別携を行う場合は、専用回線を用いることにより情報漏えい・別に記載されている。
益の侵害の未然 防止、国民・住民		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認めら れない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.43	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	皿 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない 情報との紐付けが行われるリスク対策とし
	いて、特定さ	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当な ユーザであることを確認するための情報の発効・失 効の管理について具体的に記載しているか。記載さ れた対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.44	III 3. リスク2:	問題は 認めら れない	からの求めに応じ、国外転出者に係る個 人番号を連携する場合に限られること等が 具体的に記載されている。
	に講ずべき措 置を具体的に 記載している か。対策は、特 定個人情報保 護評価の目的	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、特定個人情報の使用の記録について、アクセスを行う者とは別の者がログの分析・確認を行い、その結果を管理責任者へ報告すること等が具体的に記載されている。
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、サーバのバックアップを記録した電子記録媒体については、入退室管理を行っている部屋に設置した、施錠可能な場所に保管すること等が具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 3. リスク3:	問題は 認めら れない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク 及びそれらのリスクへの対策についての記載はあ るか。	P.45	Ⅲ 3. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
	⑤報いれ軽に置記かた定護にな特ので、以すず見記が、対個評照もで表特スるべ体で載は情のとかくにされている、報目とのは、報目とは、報目とは、報目とは、報目とは、報目とは、報目とは、報目とは、報目と	43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45 ~ P.46	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当な し	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定		
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.46	III 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 5. リスク1:	問題はられない	
	⑥報転特スるべ体で載は情のしか⑥報転特スるべ体で載は情のしか。⑥報転特スるが体で載は情のしか。	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 5. リスク1:	問題は 認めら れない	特定個人情報の不正な提供・移転が行われるリスク対策として、サーバ室等への入室権限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限すること、セキュリティチェックリストにより、提供先機関における適切な保管及び廃棄を
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	Ⅲ 5. リスク2:	問題はられない	確認していること等が具体的に記載されている。 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策として、通信の記録が逐一保存され、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止すること、提供に係る協定書を締結し、提供に係る協定書を締結し、場体の適切な保管及び廃棄を定める渡したよに、外部記録媒体による情報の受渡したとに、業務時間内に施錠可能なケースに格納して運搬した上で、複数人の立会いの下
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや 誤った相手に提供・移転することを防止する措置を 具体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	で受渡しを行い、受渡し簿等に相手が署した受渡しの記録を残すこと、国外転出に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、地方公共団体、行政機関等からの求めに応じ、個人番号を連携することを、システムにより担保することが具体的に記載されている。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.47	Ⅲ 5. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	III 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	III 6. リスク3:	該当なし	
र रेक्	ステムとの接続について、 特定されたリスクを軽減するために講ず るために置を具	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	Ⅲ 6. リスク4:		不適切な方法で提供されるリスク対策として、提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することが具体的に記載されている。 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク対策として、
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47 ~ P.48	Ⅲ 6. リスク5:	問題は 認めら れない	番号法上の情報照会者・情報提供者又は 情報提供等記録開示システムからの符号 取得要求時に通知された個人番号等に対
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	III 6. リスク6:	問題は 認められない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 6. リスク7:	問題は 認められない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスク への対策についての記載はあるか。	P.48		問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は 認めら れない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は 認めら れない	
	⑧特のにつきを受けるできずいできずいます。 ⑧特のにつきをいるできがいるできができがいるできがいる。	64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	皿 7. リスク1: ⑨	該当な し	物理的対策として、サーバ室と、データ、 プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票 等の可搬媒体を保管する保管室は、他の 部屋とは区別した専用の部屋とすること、 サーバ室等への不要な機器の持ち込みを 制限し、入退室時に確認を行うこと等が具
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の 内容について具体的に記載しているか。記載された 対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。	P.49	III 7. リスク1: ⑨	該当な し	体的に記載されている。 技術的対策として、コンピュータウイルス 監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウ イルスチェックを実施すること、ウイルスパ ターンファイルは定期的に更新し、可能な 限り最新のものを使用すること、ネットワー ク管理に係る手順等を整備し、ファイア
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	リスク1:	問題は 認めら れない	ウォールによるネットワーク制限並びに監視要員及び侵入検知システム(IDS)によるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。 特定個人情報が消去されずいつまで存在するリスク対策として、保管期間の過ぎた特定個人情報をシステムにて自動判
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために 行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.49	Ⅲ 7. リスク2:	問題は 認めら れない	別し消去すること、媒体による提供の場合には、書き込み後のデータを、作業チェックリストに基づき、月次で手動で消去すること、消去されたデータは、復元できないことが具体的に記載されている。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	Ⅲ 7. リスク3:	問題は 認めら れない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.49	Ⅲ 7. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.24	II 2. ③	問題は 認めら れない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.24	II 2. ④	問題は 認めら れない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.25	Ⅱ 3. ④	問題は 認めら れない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.25	II 3. ⑤	問題は 認めら れない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.25		問題は 認めら れない	
	②特定個人情 報ファイルの 取扱いプロセ	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.26		問題は 認めら れない	特定個人情報を保有する理由について、
(8)特定個人情 報保護評価の対	スの概要(特の 定個人情報の 入手・個人情報の 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託		P.26	II 3. ®	問題は 認めら れない	番号法の規定に基づき、住民からの申請により個人番号カードを発行する必要があること等が具体的に記載されている。特定個人情報の使用方法について、住民に対して通知カード及び交付申請書を送付するため、市町村長より送付先書の印制に係る情報を作成して委託事業者に提供すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、提供、保管・消去)について具体的に記載されている。
象となる事務の 内容の記載は具 体的か。当該事 務における特定		15. 特定個人情報を使用することにより国民の 権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、 その内容を具体的に記載しているか。	P.26	II 3. ®	該当な し	
個人情報の流れ を併せて記載しているか。		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.26 ~ P.27	II 4. ②	認めら	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.26 ~ P.28	II 4. ⑤	回返る	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.27 ~ P.28		問題は 認めら れない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.29	I 5. ②	問題は 認めら れない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.29	I 5. ②	該当な し	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.29	II 6. ①	れない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.29	II 6. 2	れない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.30		問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.50	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.50	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
(10) ## ch # 11		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.50	Ⅲ 2. リスク2:	問題は 認めら れない	
置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利	に講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	は、現行する住民の送付元信報のみが抽出できることをシステムにより担保すること等が具体的に記載されている。
防止、国民・住民 の信頼の確保と いう特定個人情		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認めら れない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.51	Ⅲ 2. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない		
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない		
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない		
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.53	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認められない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリス対策として、特定個人情報の使用の記	
		に講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特	よる当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.53	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	録について、アクセスを行う者とは別のすがログの分析・確認を行い、その結果を管理責任者へ報告すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製さるリスク対策として、サーバのバックアップ
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載していなか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.53	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認められない	を記録した電子記録媒体については、入 退室管理を行っている部屋に設置した、施 錠可能な場所に保管すること等が具体的 に記載されている。	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5講じている措置を具体的に記載 記載された対策は、特定個人情報 P.53	Ⅲ 3. リスク3:	問題は 認められない		
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.53	Ⅲ 3. リスク4:	問題は 認めら れない		
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.53	Ⅲ 3. その他の リスク	該当な し		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	Ⅲ 4. 情報管理 体制	問題は 認められない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	閲覧者の	問題は認められない	
	⑤報いれ軽に置記かた定護にな特のでた滅講を載。対個評照も定委、リすず具し記策人価らの個託定クたき的いさ、報目のよいでは、報目のよいでは、報目のよりにさをめ措にるれ特保的当	43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	Ⅲ 4. 記録	問題は 認めら れない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	提供ルー	問題は 認めら れない	特定個人情報に係る委託を行う際には、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求する等、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認していること等が具体的に記載されている。 委託先において特定個人情報を取り扱う職員を限定すること、委託先から委託元以外への特定個人情報の提供は認められな
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.54	消去ルー	問題はられない	い旨、委託契約書に明記していること、委 託元と委託先の間でやり取りされる特定個 人情報についてはシステム上で操作履歴 を取得すること等が具体的に記載されてい
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.55	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は 認めら れない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.55	Ⅲ 4. 再委託	問題は 認めら れない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.55	Ⅲ 4. その他の リスク	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.55	Ⅲ 5. リスク1:	問題はられない	
	⑥報転特スるべ体で載は情のしか特別のに定をめ措にるれ特保的当にできめいさ、報目妥。 はいれ終に置記かた定護になり、でた減講を載。対個評照ものが、リすず具し記策人価らの	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.55	Ⅲ 5. リスク1:	問題は 認めら れない	林中原 1 桂也 0 子子补料 卅 10年 1847
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	Ⅲ 5. リスク2:	問題は 認められない	特定個人情報の不正な提供・移転が行われるリスク対策として、サーバ室等への入室権限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限すること等が具体的に記載されている。 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策とするデータが暗号化される仕れ、連携するデータが暗号化される仕れ、連携するデータが暗号により、不適切な方法により、不適切な方法により、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止すること等が具体的に記載されている。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.56	Ⅲ 5. リスク3:	問題は 認めら れない	サル・元仲は川〜山東で10℃・・・ の。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.56	Ⅲ 5. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 6. リスク1:	該当な し	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
	⑦情報提供 ネットワーク接 続にこさを軽い たったを軽い なったがし るために置を でき措 できま	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	III 6. リスク4:	該当なし	
	は、特定個人 情報保護評価	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.57	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該主	当箇所	審査結果	所見	
	報去特スるべ体で載は情保にれた変にできない。対している特にでは、対しているないでは、対しているが、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.57	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は 認めら れない		
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.58	II 7. リスク1: ⑥	問題は 認められない		
		報の保管・消 去についたリスクを軽減するために置を担ばを るために置を 体的に記載し	64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.58	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバ室と、データ
			○行だ個人情報の保管・消去について、 おこついて、特定されたり、スクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別した専用の部屋とすること、サーバ室等への不要な機器の持ち込みな制限し、入退室時に確認を行うこと等が身体的に記載されている。 技術的対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方で			
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対 策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。	P.58	皿 7. リスク1: ⑩	認めら	ウイルスチェックを実施すること、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用すること、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールによるネットワーク制限並びに監視要員及び侵入検知システム(IDS)によるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.58	皿 7. リスク2:	問題は 認められない	ロソー・高に事業でイレ(しいる)。	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.58	皿 7. リスク3:	問題は 認めら れない		
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.58	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.31	II 2. ③	問題は 認めら れない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.31		問題は 認めら れない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.32		問題は 認めら れない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本 人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.32	II 3. 5	問題は 認めら れない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.32		問題は 認めら れない	
	戦プ取ス定入定フ扱特の ドウス でいる 大定フが 大変情に 大いの個 大の個 大の個 大の個 大の個 大いの個 大いの個 大いの個 大いの	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.33	II 3. ®	問題は 認めら れない	特定個人情報を保有する理由について、 機構保存附票本人確認情報ファイルにお
(8)特定個人情 報保護評価の対		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、 その内容を具体的に記載しているか。	P.33	ІЗ. 8	該当な し	いて戸籍の附票に記録された全ての者の 情報を保有し、その記録を常に正確に更 新・管理・提供する必要があることが具体 的に記載されている。 市町村長等からの附票本人確認情報の 照会要求を受け、国外転出者に係る事務
象となる事務の 内容の記載は具 体的か。当該事		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.33	П 3. 8	該当な し	
個人情報の流れ を併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.33	I 4. 2	該当な し	
いるか。	の保管・消去) について、具 体的に分かり やすく記載し ているか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.33	II 4. ⑤	該当な し	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託する に当たって、どのような手続・方法によるかを具体 的に記載しているか。	P.33	Ⅱ 4. ⑧	該当な し	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.34	I 5. 2	問題は 認めら れない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.35	I 5. 2		
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.35	II 6. ①	れない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.35	I 6. 2	れない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.35	I 6. 3	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認めら れない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク1:	問題は 認められない	
(10)特定されたリ		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、制度上、対象者の真正性の担保は、 市町村における厳格な審査が行われることが前提となるため、住基法第3条において、市町村の責務として、住民に関する正
スクを軽減するために講べき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための背置は、個人のプライバ	③報いれ軽に置記かた定護にな特のでた減講を載。対個評照も定入、リオず具し記載の一個「定クたき的いさ、報目により、ものでは、報目の妥。 (本語の) は、 (本語の) は	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されていること、年に一度機構が開催するも大方公共用し、市町村において厳格かつ適切を行っこと等が具体的に記載されている。 入手した特定個人情報が不正確である「スク対策として、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う仕組みとすること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、システム内に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、もないに記載されている。
益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59	Ⅲ 2. リスク3:	問題は 認めら れない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59 ~ P.60	Ⅲ 2. リスク4:	問題は 認めら れない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.60	Ⅲ 2. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.60	皿 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.60	Ⅲ 3. リスク1:	問題は 認めら れない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.60	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	
	④特定個人情報の使用について、特定を れたリスクを 軽減するため	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当な ユーザであることを確認するための情報の発効・失 効の管理について具体的に記載しているか。記載さ れた対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.61	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク対策として、附票全国サーバと住基全国サーバのシステム間のアクセスは、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合で、地方公共団体、行政機関等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合に限られること、個人番号は附票本人確認
	に講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載は、特定個人情報に報告に、報任の目的	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.61	皿 3. リスク2:	問題は 認めら れない	情報DBとは別の一時保存領域で処理すること等が具体的に記載されている。 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、特権IDについては毎月証跡(ログ)と使用記録の目視確認を行い、
	に照らし妥当なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.61	Ⅲ 3. リスク2:	問題は 認めら れない	一般利用者IDについては半期ごとにユーザー覧をシステムより出力し、ユーザ管理台帳と目視による突合を行ってアクセス権限の確認及び不正利用の確認を行こと等が具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.61	皿 3. リスク3:	問題は 認めら れない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.61	Ⅲ 3. リスク4:	問題は 認めら れない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク 及びそれらのリスクへの対策についての記載はあ るか。	P.61	II 3. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.61	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当な し	
	いて、特定されたリスクを 軽減するため	42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当な し	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 4. 記録	該当な し	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当な し	_
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	泊去ルー	該当な し	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定		
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 4. 再委託	該当な し	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.62	Ⅲ 4. その他の リスク	該当な し	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該主	当箇所	審査結果	所見
	⑥報転特スるべ体で載は情のしか特のに定クたき的いさ、報目妥。個供いれ軽に置記かた定護になしてでを必措にあれた定護になり、ででし、政議を載い、対個評照もの情移、リすず具し記策人価らの	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 5. リスク1:	問題はらい	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.62	Ⅲ 5. リスク1:	問題は 認めい れない	不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策として、連携手段として通信の記録が逐一保存され、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いること、外部記録媒体による
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	クを軽減するための措置や提供先・ 特定個人情報の使途が法令に基づ あることを確認するための措置を具 いるか。記載された対策は、特定個	問題はられない	情報の受渡し時は、業務時間内に施錠可能なケースに格納して運搬した上で、複数人の立会いの下で受渡しを行い、受渡し等に相手が署名した受渡しの記録を残すこと等が具体的に記載されている。誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク、誤った相手に制度上、情報連携のされており、相手先(市町村CS等)と附票全国サーバの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや 誤った相手に提供・移転することを防止する措置を 具体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.63	Ⅲ 5. リスク3:	問題はられない	はなされないことがシステム上担保されること、媒体での提供時は、顔写真入りの身分証明書の提示を求め、本人確認を行っていること等が具体的に記載されている。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.63	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該主	当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.63	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.63	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
	⑦情報提供ク接 供クといれ減 特フといれ減 またき はこれが はたり はたり はたり はたり はたり はたり はたり はたり	56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.63	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	不正な提供が行われるリスク対策として、法令(番号法)の規定により認められる機関以外からの符号生成要求を受け付けないよう、システムにより制御すること、情報提供の記録(提供が認められなかった
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	テムを通じて特定個	合、その記録)を残すことが具体的に記		
	は、特定個人	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.64	Ⅲ 6. リスク5:	問題は 認めら れない	に努めることが具体的に記載されている 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク対策として 番号法上の情報照会者・情報提供者又 情報提供等記録開示システムからの符号 取得要求時に通知された個人番号等に 応する住民票コードを、情報提供ネット ワークシステムに対して適切に提供する
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.64	III 6. リスク6:	問題は 認められない	とを、システムにより担保すること、符号生成を行う情報提供ネットワークシステムにしか提供できないことを、システムにより担保することが具体的に記載されている。
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.64	III 6. リスク7:	問題は 認めら れない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.64		問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.64	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	リスク1:	問題は 認めら れない	
	特スるべ体で、大き的に、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大い	64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	III 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバ室と、データ、 プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票 等の可搬媒体を保管する保管室は、他の 部屋とは区別して専用の部屋とすること、 サーバ室等への不要な機器の持ち込みを 制限し、入退室時に確認を行うこと等が具 体的に記載されている。
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の 内容について具体的に記載しているか。記載された 対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。	P.65	III 7. リスク1: ⑨	該当な し	技術的対策として、コンピュータウイルス 監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウ イルスチェックを実施すること、ウイルスパ ターンファイルは定期的に更新し、可能な 限り最新のものを使用すること、ネットワー ク管理に係る手順等を整備し、ファイア ウォールによるネットワーク制限並びに監
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65		問題は 認めら れない	視要員及び侵入検知システム(IDS)によるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、障害発生等により提供先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために 行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.65		問題は 認めら れない	人情報をシステムにて自動判別し消去すること、媒体による提供の場合には、書き込み後のデータを、作業チェックリストに基づき、月次で手動で消去すること、消去されたデータは、復元できないことが具体的に記載されている。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.65	Ⅲ 7. リスク3:	問題は 認めら れない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.65	Ⅲ 7. その他の リスク	該当な し	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
の信頼の確保と いう特定個人情 報保護評価の目	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や 懸念に対し、特定されたリ	74.本籍地市町村長から附票本人確認情報を入手するが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.59 等	Ⅲ 2. リスク1 リスク3 等	問題はられない	・住基法第3条において、市町村の責務として、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する正録 の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されていること・附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う仕組みとすること・システム内におけるサーバ間通信においては、相互認証を実施した上で、情報を暗号化すること・安全が確保された専用線で接続すること等が具体的に記載されている。
		75. 市町村長、国の機関等に機構保存附票本人確認情報を提供するが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.60 P.63 等	Ⅲ 3. リスラン 単 スク1 Ⅲ スク2 等	問認れない	・附票全国サーバと住基全国サーバのシステム間のアクセスは、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合で、地方公共団体、行政機関等からに限られること・個人番号を入手する場合に、個人番号を入手する場合には別の一時保存領域で処理すること・週間で、連携手段として一般では、一個人の一時保存ので、他方公共団体、での世界での記録がされて、連携がある。と・対の一時保存のでは、は、主に、と、のでのには、一次を表して、で、で、で、で、で、で、で、で、で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

【総評】

- (1) 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 附票本人確認情報の入手、機構保存附票本人確認情報の提供等に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4.個人情報保護委員会の承認)

- (1) 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネットを通じて外部に 特定個人情報が漏えいしないよう、住民基本台帳ネットワークシステム等をインターネットから分離する 旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があ る。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、 実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策については、特定個人情報を外部記録媒体で提供するに当たって、職員の業務時間内に施錠可能なケースに格納して運搬すること、受渡し簿等に相手が署名した受渡しの記録を残す等のリスク対策が記載されている。特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。